

給与勧告等の要旨

平成17年10月18日
福井県人事委員会

本年の給与勧告のポイント

年間平均給与は減額（行政職平均 2千円）

- ・月例給を2年ぶりに引下げ 給料月額引下げ（改定率 0.3%）
配偶者に係る扶養手当の引下げ（500円）
- ・ボーナス（期末・勤勉手当）の引上げ（0.05月分）

来年度から給与構造を抜本的に見直し

- ・年功的給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料表構造への転換
- ・勤務実績をよりの確に反映できるよう昇給制度を整備
- ・地域手当を新設

1 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

- ・企業規模100人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所281事業所のうち、無作為に抽出した80事業所を調査し民間と職員（行政職）の4月分給与をラスパイレース方式（職種、役職段階、年齢、学歴が同じ者同士を比較）で比較

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）-（B）
392,296円	393,637円	1,341円（0.34%）

- ・ボーナスの民間の支給割合（昨年冬+本年夏） 4.43月

(2) 改定の内容

給料表 全ての給料月額を同率で引下げ（改定率 0.3%）

扶養手当 配偶者に係る支給月額を500円引下げ（13,500円 13,000円）

医師の初任給調整手当 医療職（一） 最高269,300円 268,500円

ボーナス（期末・勤勉手当） 0.05月分引上げ（年間4.40月分 4.45月分）

	6月期	12月期
本年度 期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月
勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.75月
18年度 期末手当	1.4月	1.6月
勤勉手当	0.725月	0.725月

【実施時期等】公民較差相当分を解消するため所要の調整措置を講じた上、勧告を実施するための条例の公布日の翌月の初日（公布日が初日であるときは、その日）から実施

2 給与構造の改革

(1) 給与構造改革の基本的考え方

国家公務員の給与制度改革、民間企業における賃金制度の状況等を踏まえ、本県給与制度を次のように抜本的に見直す。

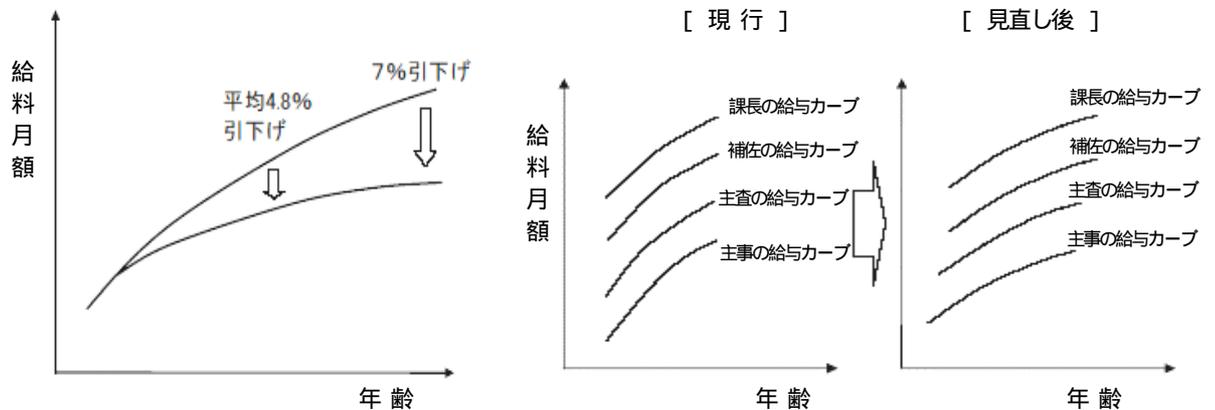
- ・年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料表構造への転換
- ・勤務実績をよりの確に反映できるよう昇給制度を整備
- ・地域手当を新設

(2) 改革の内容

給料表

給与カーブの見直し(フラット化)により、年功的に上昇する給与を抑制します。

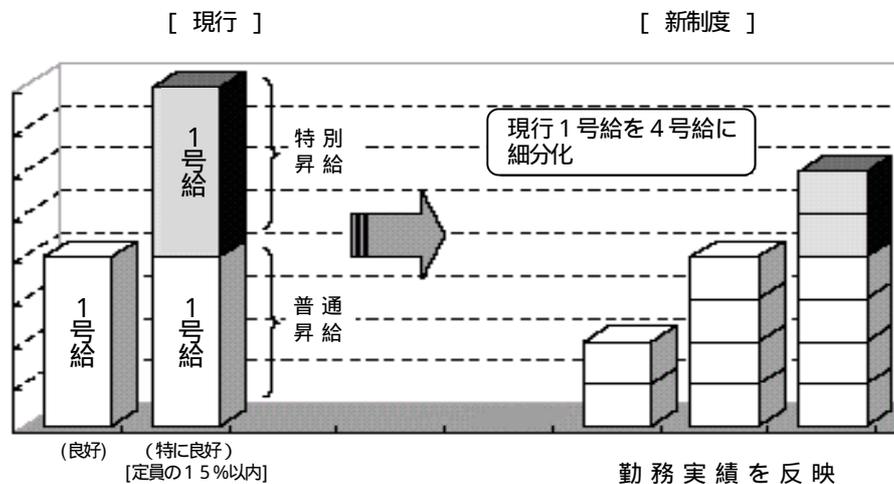
職務・職責に基づく給料水準を確保します。(給料表の職務の級間の水準の重なりを縮減)



- ・級の統合（行政職 1 級・2 級（主事）、4 級・5 級（主査級）など）を実施
- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を 4 分割
- ・在職者のいない号給のカットおよび現時点の最高号給を超える者の在職実態を踏まえ号給を増設

昇給制度

新たな昇給制度



- ・最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止
- ・55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上は昇給幅を通常の半分程度に抑制

地域手当

調整手当を廃止し、国に準じて地域手当を新設。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員には、人事管理上の問題や県内民間企業の状況等を踏まえ、当分の間、財源の範囲内で一律に支給することが適当。

実施時期、経過措置等

新給料表への適用は 18 年 4 月 1 日とし、経過措置として新旧給料月額の差額を支給（現給保障）。平成 18～21 年度までの間、昇給幅を 1 号抑制。地域手当は段階的に導入。

3 給与以外の勤務条件

職員の給与以外の勤務条件に関して、次の項目について推進していく必要がある旨を言及した。

- ・ 職業生活と家庭生活の両立支援～次世代育成支援～
- ・ 総実勤務時間の短縮
- ・ 職員の健康管理とメンタルヘルス
- ・ 公務員倫理の確保